



国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

■ 免除期間

- ・ 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

■ 届出時期

- ・ 出産予定日の6か月前から届出可能です。
 - ・ 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- ※届出しないと免除になりません。

■ 手続きに必要なもの

- ①基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）または個人番号(マイナンバー)が確認できる書類（マイナンバーカードなど）。
- ②母子健康手帳など。
出産後は市役所で確認できるため不要。ただし、別世帯の子の場合のみ、出生証明書など
出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要。
- ③本人確認書類（運転免許証など）。



Q1 出産後の届出はできますか？

A1 出産後でも届出ができます。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか？

A2 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

● 申請・問合せ

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

Q3 産前産後期間の免除は、年金額を計算するとき
にどのような期間として扱われますか？

A3 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものと
して老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q4 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために
付加保険料を納付したいのですが…。

A4 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加
保険料を納付できます。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の
保険料は戻ってきますか？

A5 保険料を納付されている場合、支払った保険料
は還付（返金）されます。



「食」に親しむ食育事業



市では、食育事業の一環として市内の保育所・保育園・幼稚園の年長児を対象に、食に親しみながら知識を学ぶため、年間を通して園児の食育体験事業を実施しています。

今回は、浮羽森林組合の林業研究グループのご協力により、地元産の檜と椿油を使い園児たちが自分たちの手でお箸を作る「マイはし作り体験」を実施しました。上手にできたお箸を使ってお箸遣いも楽しく覚えられそうですね！



↑7月9日 浮羽保育所



↑7月30日 千草保育園



↑8月27日 若葉保育園



↑8月26日 幸輪保育園